

業務連絡
令和7年12月23日

各 自動車整備振興会 御中

一般
社団法人 日本自動車整備振興会連合会
事業部

車検証閲覧サービスのメンテナンスについて
【令和8年1月4日～1月5日の一部時間帯】

前略 国土交通省では、車検証閲覧サービスのメンテナンスを令和8年1月4日から1月5日の一部時間帯に行う予定としており、電子車検証特設サイトにて下記のとおり案内されており、併せて、国土交通省より別添の事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

当該メンテナンス期間中においては、車検証閲覧アプリのオンラインモードにより電子車検証の最新情報を閲覧することができないことから、別紙の記2による対応が必要となりますので、貴会会員事業者にご案内くださいますようお願いいたします。

なお、日整連自動車情報サイトの重要なお知らせにて、別紙の記2の内容をご案内しておりますこと、今後、システムメンテナンスや車検証閲覧アプリの不具合が生じた場合などには、本取扱いにより対応することとなりますことを申し添えます。

草々

記

■車検証閲覧サービスのメンテナンス
オンラインモードの利用できない期間

2026年1月4日（日）10時～1月5日（月）8時30分（予定）

電子車検証特設サイトお知らせ

2025年12月16日 車検証閲覧サービス 1月4日（日）～1月5日（月）の
システムメンテナンス作業のお知らせ

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/news/077/>

以上

（本件に関する問合せ：日整連 事業部 根本、與戸、遠藤）

事務連絡
令和7年12月23日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

車検証閲覧サービスのシステムメンテナンス期間等における
指定自動車整備事業者の完成検査に係る同一性確認の取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部整備（保安）課長及び
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長に対し通知しましたので、貴会傘下会員に対し周
知願います。

別添

事務連絡
令和7年12月23日

各地方運輸局自動車技術安全部整備（・保安）課長 殿
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

車検証閲覧サービスのシステムメンテナンス期間等における
指定自動車整備事業者の完成検査に係る同一性確認の取扱いについて

今般、車検証閲覧サービスのシステムメンテナンスを令和8年1月4日から1月5日の一部時間帯に行う予定としており、下記1. のとおり電子車検証特設サイトにて案内されているところです。

指定自動車整備事業者の完成検査に係る同一性確認にあつては、オンラインモードでの車検証閲覧アプリにより確認した車検証情報により行うように指導しているところですが、当該メンテナンス期間中においては、車検証閲覧アプリ（以下、アプリという。）のオンラインモードにより車検証情報を閲覧することが出来ないことから、当該期間において指定自動車整備事業者が完成検査に係る同一性確認を行う場合にあつては、下記2.のとおり取扱うよう指定自動車整備事業者に指導されたい。

また、今後、車検証閲覧サービスのシステムメンテナンス等によりアプリのオンラインモードにより車検証情報を閲覧することが出来ない場合においても、下記2. により取扱つて差し支えない。

なお、別添のとおり、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長に通知したことを申し添える。

記

1. 車検証閲覧サービスのシステムメンテナンスについて

(1) システムメンテナンス作業時間（予定）：

令和8年1月4日（日）10時～令和8年1月5日（月）8時30分

(2) メンテナンス作業時間帯は、車検証閲覧サービス全体（車検証閲覧アプリ（iOS版、Android版、PC版）、車検証閲覧API）をご利用いただけません。詳細については、以下の電子車検証特設サイトにてご確認ください。

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/news>

2. システムメンテナンス期間等（アプリの不具合発生時を含む。）における取扱いについて

（1）アプリのオンラインモードにより車検証情報が閲覧できない場合における完成検査に係る同一性確認の取扱いは、以下により検査車両の同一性を確認して差し支えない。

①事前に印刷・出力された「自動車検査証記録事項」（直近の継続検査等の際に配布されたもの、アプリより出力されたもの等）があり、かつ、その記載内容が最新のものであると指定自動車整備事業者が判断できる場合にあっては、電子車検証及び当該最新の「自動車検査証記録事項」により、検査車両の同一性を確認して差し支えない。

②アプリのオフラインモードにより確認できる車検証情報が、最新かつ全ての情報であると指定自動車整備事業者が判断できる場合にあっては、電子車検証及びアプリのオフラインモードにより確認できる車検証情報により、検査車両の同一性を確認して差し支えない。

③アプリのオフラインモードにより確認できる車検証情報が、最新かつ全ての情報であると指定自動車整備事業者が判断できない場合にあっては、電子車検証及びアプリのオフラインモードにより確認できる車検証情報により、検査車両の同一性を確認しないこと。

（2）（1）の取扱いを行った場合にあっては、指定自動車整備事業者において事後的に確認できるように指定整備記録簿等にその旨を記載する等、記録を残すことが望ましい。